

田村市における避難指示区域の解除について（案）

平成 26 年 3 月 10 日
原子力災害対策本部

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、田村市において設定された避難指示区域について、「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成 23 年 12 月 26 日、原子力災害対策本部決定）に基づき、解除することを決定する。
 - ※ 解除後の避難指示区域の地図については、参考 1 参照。
 - ※ 原子力災害対策本部決定（平成 23 年 12 月 26 日）については、参考 2 参照。
2. 上記 1 の解除は、平成 26 年 4 月 1 日午前 0 時に行う。
3. 本決定を踏まえ、田村市長に対し、別添のとおり指示を行う。

以上

指 示（案）

平成 2 6 年 3 月 1 0 日

田村市長 殿

写) 福島県知事 殿

平成 2 3 年（2 0 1 1 年）福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

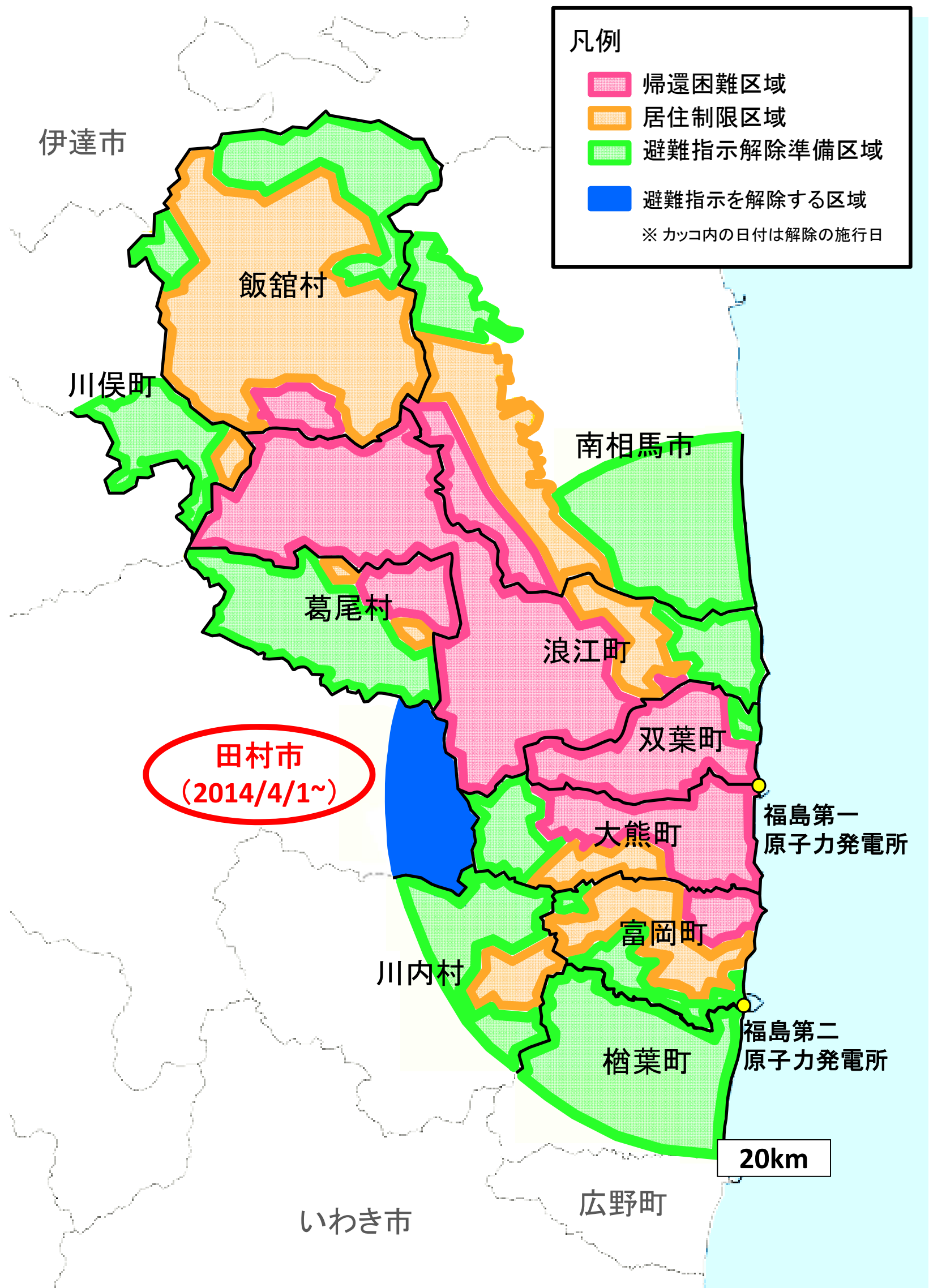
東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 0 条第 2 項に基づき、下記のとおり指示する。

記

田村市における平成 2 3 年 3 月 1 2 日の原子力災害対策本部長指示により設定された避難指示区域について、平成 2 3 年 1 2 月 2 6 日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」に基づき、平成 2 6 年 4 月 1 日午前 0 時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

以上

避難指示区域の概念図



ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直し
に関する基本的考え方及び今後の検討課題について

平成23年12月26日
原子力災害対策本部

(抄)

(2) 新たな避難指示区域に関する基本的考え方と今後の課題に対する対応方針

① 避難指示解除準備区域

(基本的考え方)

(i) 現在の避難指示区域のうち、年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域を「避難指示解除準備区域」に設定する。

同区域は、当面の間は、引き続き避難指示が継続されることとなるが、除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す区域である。

(ii) 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、避難指示を解除する。

解除に当たっては、地域の実情を十分に考慮する必要があることから、一律の取扱いとはせず、関係するそれぞれの市町村が最も適当と考える時期に、また、同一市町村であっても段階的に解除することも可能とする。